

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 3 年 6 月 30 日

鹿児島市長

殿



提出者

住 所 鹿児島市玉里町20番40号

氏 名 株式会社 吉丸組

代表取締役 吉丸貴明

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 099 - 226 - 7150

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和3年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

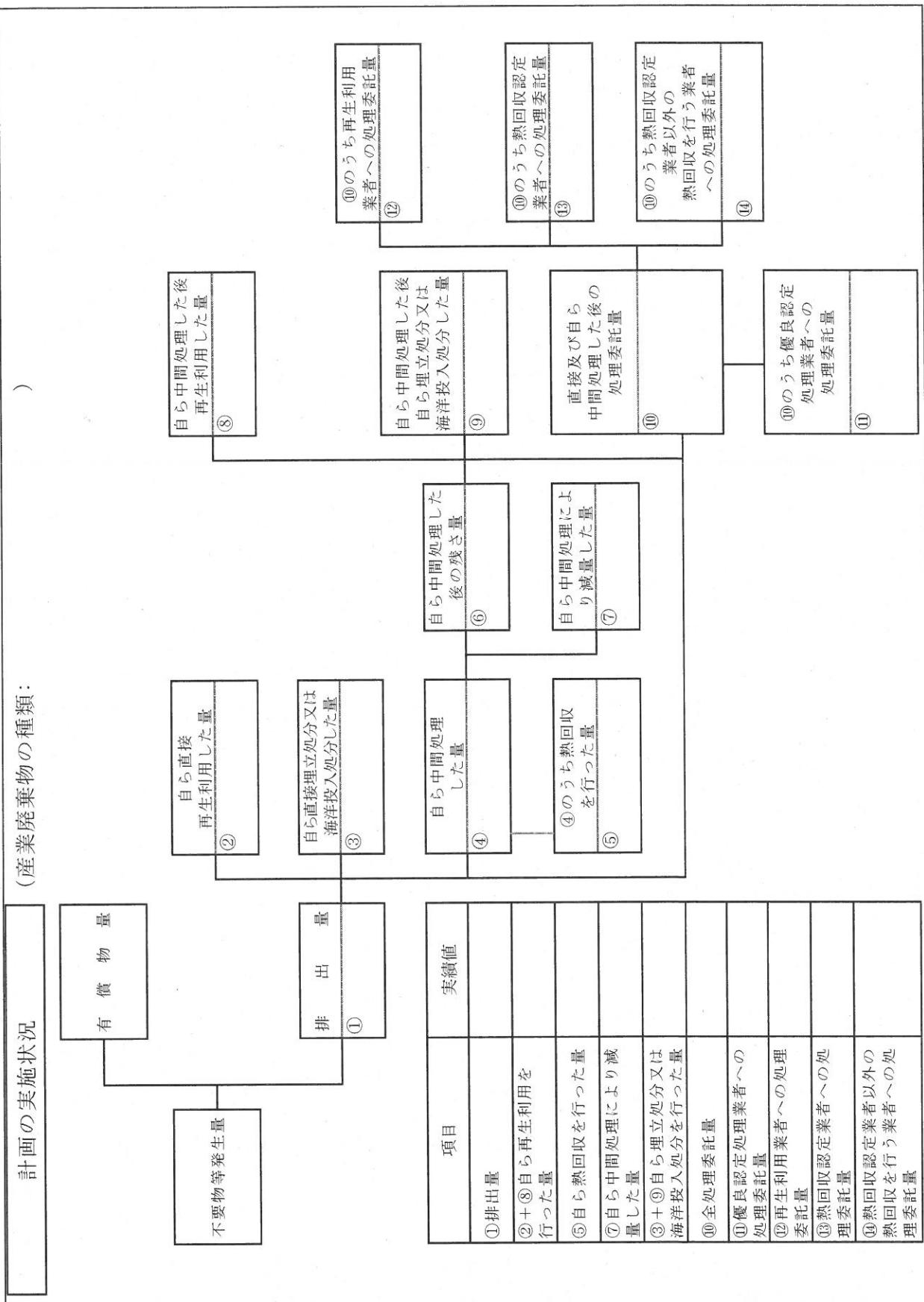
事業場の名称	株式会社 吉丸組
事業場の所在地	鹿児島市玉里町20番40号
事業の種類	建設業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和3年 4月 1日～令和4年 3月 31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	6,000 t	全処理委託量	4,923 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	1,598 t	優良認定処理業者への処理委託量	2,605 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	2,791 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄			

(日本産業規格 A列4番)

計画の実施状況 (産業廃棄物の種類:)



(第2面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理について、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添内訳書

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理計画実施状況報告書 廃棄物の種類が2品目以外ある場合この表を使用してください

(お願い:廃棄物の種類が1品目の場合でも、集計が便利になりますのでなるべくこの表にも記載してください)

		がれき類	木くず	塑チック類	金属	ガラコン (※)	紙くず	汚泥	建設混合 廃棄物 (※)	廃油	繊維くず	合計	項目	実施値
①	排出量		3,919	287	101	46	3	0	136		8	4,501	①排出量	4,501
②	自ら直接再生利用した量											0	②+⑧自ら再生利用を行った量	3,803
③	自ら直接埋立処分した量											0	⑤自ら熱回収を行った量	0
④	自ら中間処理した量											0	⑦自ら中間処理により減量した量	0
⑤	④のうち熱回収を行った量(内訳)											0	③+⑨自ら埋立処分を行った量	0
⑥	自ら中間処理した後の残さ量											0	⑩全処理委託量	698
⑦	④ー⑥自ら中間処理により減量した量											0	①優良認定処理業者への処理委託量	320
⑧	自ら中間処理後再生利用した量											0	⑫再生処理業者への処理委託量	213
⑨	自ら中間処理後、自ら埋立処分した量											0	⑬熱回収認定処理業者への処理委託量	0
⑩	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量		116	287	101	46	3	0	136		8	698	熱回収認定処理業者以外の処理委託量	0
⑪	⑩のうち、優良認定処理業者への処理委託量		18	100	22		39	1	136		5	320	自動計算 データーの場合 入力不要	
⑫	⑩のうち、再生利用業者への処理委託量		24	187				2				0		
⑬	⑩のうち、熱回収認定処理業者への処理委託量											0		
⑭	⑩のうち、熱回収認定処理業者以外の熱回収を行う業者への委託量											0		
参考1	⑩のうち、焼却施設への処理委託量(⑩の内訳)											0		
参考2	⑩のうち、焼却以外の中間処理施設への処理委託量(⑩の内訳)											0		
参考3	⑩のうち、埋立処分業者への処理委託量(⑩の内訳)		74								0	3	157	

※ガラコン=ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(珪藻土ボードもガラコンで記入してください)

※建設系の廃棄物で、品目ごとの仕分けが不可能な場合は、建設混合廃棄物として記入してください。

◆参考1~3は、どのような業者に委託されているかを聞ぐものです。(⑩処理業者への委託量=参考1+参考2+参考3)

◆m'は、トニーに換算し記入してください
(換算計数は、市ホームページ中、産業廃棄物管理票交付等状況報告書の欄に掲載しております。)